

# 検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第10回会合議事録

平成29年8月2日（水）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関するワーキンググループ第10回会合  
議事録

1. 日 時：平成29年8月2日（水）16:00～18:13

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B、C

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

山田 知穂 原子力規制部部長  
金子 修一 検査監督総括課課長  
平野 雅司 国際室地域連携推進官  
古金谷敏之 実用炉監視部門安全規制管理官  
小坂 淳彦 実用炉監視部門企画調査官  
高須 洋司 専門検査部門統括監視指導官  
古作 泰雄 検査監督総括課課長補佐  
伊藤 信哉 検査監督総括課課長補佐  
佐藤 和子 検査監督総括課課長補佐  
村上 恒夫 専門検査部門主任原子力専門検査官  
村尾 周仁 専門検査部門企画調査官  
片岸 信一 専門検査部門主任原子力専門検査官  
伊東 智道 シビアアクシデント研究部門上席技術研究調査官  
濱口 義兼 シビアアクシデント研究部門技術研究調査官  
門野 利之 専門検査部門安全規制管理官  
渡邊 健一 専門検査部門管理官補佐  
澤田 敦夫 専門検査部門原子力規制制度研究官  
川下 泰弘 専門検査部門企画調査官  
片岡 洋 核燃料施設等監視部門安全規制管理官  
金城 慎司 核燃料施設等監視部門企画調査官  
熊谷 直樹 核燃料施設等監視部門統括監視指導官  
児玉 智 核燃料施設等監視部門管理官補佐

(2) 事業者

尾野 昌之 電気事業連合会 原子力部長  
横尾 智之 電気事業連合会 原子力部 部長  
河村 篤志 電気事業連合会 原子力部 副部長

東海	幸康	電気事業連合会	原子力部	副長
宮道	秀樹	電気事業連合会	原子力部	副長
鈴木	智久	電気事業連合会	原子力部	副長
高木	宏樹	電気事業連合会	原子力部	副長
平林	直哉	東京電力ホールディングス（株）	原子力運営管理部	燃料管理 燃料設計チームリーダー 兼 福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト燃料対策グループ 副長
爾見	豊	関西電力（株）	原子力事業本部	部長
中野	利彦	関西電力（株）	原子力事業本部	安全管理グループ マネジャー
名倉	孝訓	中部電力（株）	原子力本部	運営グループ長
示野	哲男	（一般）電力中央研究所	原子力リスク研究センター	副所長
小井	衛	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	技術主席
猪井	宏幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 主査
平岡	洋一	原子力安全推進協会	理事・事業戦略部長	
新沢	幸一	日本原燃（株）	フェロー（設工認統括）	
近畑	英之	リサイクル燃料貯蔵株式会社		
伊藤	卓也	原子燃料工業（株）	品質・安全管理室	室長
益子	裕之	原子燃料工業（株）	品質・安全管理室	参事
鈴木	正男	立教大学	原子力研究所	管理室長
中島	健	京都大学	原子炉実験所	教授
芳原	新也	近畿大学	原子力研究所	准教授

#### 4. 議 事

- (1) 保安のために講ずべき措置及び保安規定の記載要求事項の整理について
- (2) 原子力規制検査における検査項目及びIPの整理について
- (3) フリーアクセスについて
- (4) その他

#### 5. 配付資料

- |          |  |
|----------|--|
| 資料 1 - 1 | 保安のために講ずべき措置及び保安規定の記載要求事項の整理について               |
| 資料 1 - 2 | 検査制度見直しに伴う保安規定変更の方針（電気事業連合会資料）                 |
| 資料 2     | 原子力規制検査における検査項目及びIPの整理について                     |
| 資料 3     | 原子力規制検査における「現場へのアクセスと情報の開示」について<br>（電気事業連合会資料） |

資料 4 「第 3 回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との  
意見交換」を踏まえた今後の対応について（電気事業連合会資料）

参考資料 詳細検討のスケジュール

<机上参考資料>

参考 1 3 条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

## 6. 議事次第

○山田部長 それでは、時間になりましたので、第10回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催させていただきます。

今回も、従来と同じように、詳細の検査制度の検討をするに当たって、被規制者の皆様方に意見を聞きながら検討を進めるということで、多数の方々に御参加いただいております。

お暑い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、早速ですけど議事に入るといふことにさせていただきます。

本日の議題は、議事次第でございますけれども、三つプラスアルファという感じです。

一つ目については、保安のために講ずべき措置及び保安規定の記載要求事項の整理についてということで、保安規定については、従来は運転開始前ということでしたけれども、今回は設置許可を終わったところからということになりますので、それに伴っていろいろな記載事項を整理しなければいけないということで、この話題については、規制庁のほうから用意した資料と、それから電気事業連合会のほうから用意していただいた資料がありますので、この二つの資料について説明を聞いた上で、それぞれの資料に関してということで議論を進めたいと思います。

それでは、まず、我々のほうから資料説明させていただきます。

○金子課長 原子力規制庁の金子でございます。

今日もペーパーレスで資料のほうをさせていただいておりますので、もし途中で資料の表示等に不都合がありましたら、事務局のほうに少しお声がけをいただいたら、サポートさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初、資料1-1を御覧いただければと思います。

今回、今、山田から紹介がありましたように、法律の改正の内容、それから新しい検査制度、米国のROPをひな形にした形にしていくということで、それにあわせて保安措置として要求をする事項、あるいはそれに付随して保安規定で記載していただく事項というのを、その改正の趣旨に合わせて整理する必要があると。

この点については、4月のワーキンググループのときにも、今後検討すべき課題ということで明示をさせていただきましたけれども、今日その具体的な中身について御検討をいただければというふうに思っております。

資料1-1の1ページ目の一番下の黄色い四角にありますように、法律改正で保安規定の作成が設置の設計や工事の段階からというようなことに前倒しになっていることも踏まえて、必要な事項というものが出てくる、これは法改正そのものに伴う事項、あるいは私も国が検査をしていたものの主体が事業者になるということで、そういうことにあわせて記載をしていただくべきことというようなものがございます。

それから、もう一つは、原子力規制検査の運用の範囲でありますとか、あるいはリスク

情報活用といった、そういった新しい視点を加えるといったようなこととの関係で、保安の措置あるいは保安規定に記載していただく事項というものが追加になるという基本的な考え方でございます。

2ページ目を御覧いただきますと、法改正によりまして、新たに保安措置の対象になる事項、あるいは保安規定で書いていただくべき事項というのを四つ整理させていただいております。

一つは、設置許可段階から品質管理に関する体制の整備というものを求められるということで、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項というのをより幅広いものとして定めていただく必要があるという点でございます。

それから、②にありますのが、先ほどの保安規定の制定時期の前倒しということで、設計や工事の段階から含めた形で、保守管理であるとか、品質管理をやっていただくということですので、これについて、保安規定の中でもカバレッジを広げていただくということ。

それから、3番目と4番目が、従来、国の規制機関が行っていた検査が、事業者の主体になるというようなタイプの使用前事業者検査、あるいは定期事業者検査の内容の追加、あるいは対象範囲の広がりというものがございまして、こういったものをきちんとそれにあわせて追加をしていただくということがございまして、特に核燃料施設の対象の事業者の方には、新規でそういったものを整理しなきゃいけないというようなところがございまして、それも明示をして整理をさせていただいております。

この大きく四つの点につきまして、特に保安規定の記載事項について整理をしていって変更をしていただかなければならないかなという点でございます。

資料の3ページ目、御覧をいただきまして、これは原子力規制検査の対象範囲でありますとか、あるいは先ほど申し上げた、リスク情報活用のような原子力規制検査、新しい検査の仕組みを入れることによりまして、必要となるような事項ということで、5点整理をさせていただいております。

一つ目が、まさにリスク情報の活用に関する事項ということで、そういうものをどのように実際事業者においてもやっていただくかというようなことを規定していかなければならないということ。

それから、それぞれ原子力規制検査の対象になる条項が1～5の中の括弧の中に書いてありますけれども、2番目の対象になる部分ということで、取替炉心の安全性に関する事項、それから3番目が、クリアランスに係る放射能濃度の測定及び評価の方法、こういったものの確認に関すること、それから運搬に関する安全の確認に関する事項、それから技術基準の適合維持をどのようにきちんとしていくかというようなことにつきましても、検査の対象に明記をされて含まれてくるということもありますので、こういったことをしっかりと事業者側でこういうことを特に対応していくのであるということを書いておいていただく必要があるだろうというものでございます。

それから、その次のページ、4ページ目は、その他の関連事項となっておりますが、こ

これは技術的に組織体制の変更でありますとか、今申し上げたカバレッジが少し変わることによって、その保安規定の中での関連する規定を少し変更していただかなければいけない部分があるかなということ、実質的に中身の変更ということではありませんけれども、今申し上げた2ページ、3ページに掲げたような事項を変更することによって、全体の保安規定の整理をしていく中で、必要がある事項について、気がつくものについて挙げさせていただいたものでございます。これは保安規定の書き方次第で、またいろいろ出てくるかもしれませんので、詳細はここでは省略をさせていただきます。

それで今申し上げた、保安規定あるいは保安措置として要求をすべき事項として、従来原子炉の場合ですと、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の中に、保安措置の要求事項あるいは保安規定に記載する事項というものが掲げられておりますので、私ども規制機関のほうでは、そちらの技術を直す形で、被規制者の皆さんに要求する事項を明示し、保安規定に書くべき事項を明確化するというをやっていきたいと思っております。

まだ具体的な記載ぶりということではありませんけれども、今申し上げたことで関連する場所というもののイメージを持っていただくために、現在の規則の規定、あるいは関連する条文といったものを表の形式でまとめさせていただきました。

5ページの上から表の3段目、3号というのは、これは一番左の欄が保安規定に記載すべき事項が一～二十九までですかね、並んでいるかと思えますけれども、それのもととなる保安措置の要求に関係あるところが、今申し上げました規則の条項として真ん中の欄に書いてある形になっております。

上から3段目を見ていただきますと、品質保証に関すること、先ほどの設置許可の段階から、あるいは設計工事みたいなものも含めてというようなことで、範囲を広げなければいけないということで、保安規制の記載事項の要求も変わってまいりますし、保安措置としての要求も結構幅広い範囲で追加をしていく必要があるかなというものでございます。

それから、その次に書いてあります、これは職務及び組織に関することというのがありますけれども、運転及び管理を行うということで、建設段階、設計工事の段階という意味で、そういったところも追記をしていただく必要が出てくるだろうということで、その部分の規則も直していく必要があるかなというふうに思っております。

次の6ページ目、行っていただいて、同様の趣旨で8号という保安規定の記載事項、あるいは保安措置の要求事項での72条というようなもの、それからそれ以外に9号のところ、発電用原子炉施設の運転に関するもの、これはリスクの評価あるいはリスクの変動というものに対応した事項をどのように反映するかといったようなことがあろうかと思えます。

さらに、次のページに行っていただきまして、7ページ目ですと、17号、保安規定の記載事項の17号、あるいは保安措置要求としては、88条、89条に関連する事項として取替炉心の安全性、あるいは運搬に関する安全の確認といったようなものが入ってまいります。

廃棄物の廃棄につきましては、先ほど出てきました、クリアランスに係る放射能などの測定評価の方法、あるいは運搬の確認といったものが関連する事項としてあろうかと想像

してございます。

それから最後、8ページ目にまいりますけれども、保安規定の記載事項25号で、先ほどの前倒しの関係でありますとか、事業者自身が検査をする事項ということで、これも追加をかなりしていく必要があるかというふうに思っております。

それから、今ちょっと申し上げた並びの中では直接出てきませんが、リスク情報の活用につきましては、新たな号を立てるか、どこかにうまく表現を入れ込むかというのはありますけれども、リスク情報の活用によって、重要度を踏まえた保安活動の実施をしていくということについても、記載を明記していきたいというふうに考えてございます。

この資料のその後ろのページは、関西電力さんの高浜発電所の保安規定を参考までに抜粋をして、関連の部分書いてございますので、どういうところが影響を受けそうかということのイメージを持ってもらうためのものですので、説明は省略をさせていただきます。

まず資料1-1について、私からは以上でございます。

○山田部長 それでは、電事連のほうからお願いします。

○横尾電事連原子力部部長 それでは、資料の1-2の説明をさせていただきます。電気事業連合会の横尾でございます。よろしくお願いします。

まず1ページ目でございますが、保安規定の位置づけということでございます。

冒頭、金子さんのほうからもお話ございましたけど、今回の検査制度の見直しが米国のROPをひな形にするということもございまして、米国と日本の設計段階から運転段階に至るまでの許認可から検査という全体の概念をここにイメージしております。

日本で言いますと、原子炉設置許可の中で、基本的な設計が記載されて、これを受ける形で施設、設備で担保する事項については、詳細設計ということで設計及び工事計画認可という流れでいって、安全確保のために運用で担保する事項については、これが保安規定のほうに記載されて、事業者がここに記載した内容を遵守していくと、そういう流れかなということで記載させていただいております。

次2ページでございますが、先ほど示した米国の許認可の体系でございますけれども、ざっといいますと、立地審査である早期サイト許可、それから標準設計審査である設計承認を受けて、コンバインドライセンスにより建設及び運転の一括認可を得ると。

このコンバインドライセンスの申請には、最終安全解析書を含んで、この中に技術仕様書（Tech. Spec.）の案が含まれていると。

最終安全解析書に記載した設備、あと手順書などの変更については、その安全への影響の程度によりまして必要に応じてライセンスの変更許可を要すると、そういう流れになっていると。

Tech. Spec.につきましても、ここの記載してあるとおりで、変更すると重大な影響のあるものですとか、組織管理、記録保存等のうち特に重要なものを規定していて、当然Tech. Spec.の変更はライセンスの変更許可を要すると。

このように米国におきましては、安全上、特に重要な事項にフォーカスして国が関与、



ライセンスの変更認可の手続の要求ということになっていると。

こういうことを踏まえますと、我が国の保安規定におきまして、安全上重要な事項にフォーカスした記載とすべきだというふうに考えております。

3ページに行きまして、保安規定記載の原則でございます。

保安規定には、上流の要求事項（炉規法及び設置許可）のうちの安全確保のために運用で担保すべき事項を記載すべきだというふうに考えております。

保安規定の記載に変更が生じる場合には、当然変更認可が必要ということで、事業者の改善活動を阻害しないよう、国による事前の審査が必要な事項に限って保安規定に記載するのかというふうに考えております。

これは事業者の一義的責任のもとで安全を確保するというところでございます。そのための運用の手法、プロセス、いわゆるHow toの部分ですね、ここについては、国による事前の審査を要するものではなくて、社内規定で定めていって、この社内規定で定めるということで、事業者サイドがPDCAを回して、何かHow toの部分の変更をしたいというときに、その改善活動に影響がないようにというのが、前段に書いた改善活動を阻害しないという意味合いでございます。

次に4ページでございます。こちら原子力規制検査における保安規定の役割ということで記載させていただいておりますが、原子力規制検査というものは、検査対象の活動に関する保安規定での直接的な記載の有無に関わらず実施されるというふうに我々は認識しております。

といいますのは、原子力規制検査では、保安規定での直接的な記載の有無に関わらず、設置許可の範囲で事業者が実施している、安全上必要な全ての活動を監視・評価するということ。

それから、事業者が具体的にどのような活動を行っているのかに関しましては、社内規定、あと品質記録、現地での活動状況などをフリーアクセスで確認することで把握されるものと考えています。

規制検査での指摘事項につきましては、保安規定での直接的な記載の有無に関係せず、安全への実質的な影響の度合いに応じて重要度評価されると。追加検査ですとか、強制措置等の規制対応がとられるものと認識しております。

5ページにまいりまして、保安規定の変更項目の抽出方針、それから記載方針でございます。

まず抽出の方針でございますけれども、こちら先ほど御説明がありましたけれども、今回の検査制度見直しに伴う炉規法の改正により保安規定への記載が必要となる事項、例えば溶接事業者検査の使用前事業者検査への統合など、これを保安規定に反映するという事です。

具体的な記載方針につきましては、法令の要求事項、それから設置許可の添付書類のうちの安全上重要なもの、これは国の審査を受けなければ許可事項に影響を及ぼす恐れのある

るものについては、保安規定に記載すべきだというふうに考えております。

保安規定に記載を追加するものにつきましては、安全上運用で担保すべき「事項」を記載して、その具体的な方法、How toの部分については、保安規定ではなく、社内文書に記載するというを考えております。

6ページにまいりまして、具体的な保安規定の見直し項目ということでございますが、先ほど御説明しました5ページの方針に従って抽出したものが、ここに列記しております6項目ということでございます。

一つが使用前事業者検査による技術基準及び設工認への適合確認に係る部分、二つ目が施設定期検査の廃止に係る部分、三つ目が定期事業者検査による技術基準への適合確認に係る部分、四つ目が設計及び工事管理に係る部分、五つ目としまして品証の技術基準の改正対応に伴うものと、六つ目が原子力規制検査評価に用いるパフォーマンス指標の採取に係る部分と考えております。

7ページは、ちょっと参考でつけさせていただいておりますけども、保安規定と事業者活動の体系イメージということで、規制と矢印があるところと、自主というところがございますけども、規制というところは、遵守義務がかかっている保安活動全般に係るんだろうということでございまして、当然頂点にちょっと濃い赤で記載させていただいておりますけども、ここは法定事項ということで、設置許可、保安規定、PP規定等々がここに入るものだと思っています。

このうち、保安規定では、安全上運用で担保すべき「事項」を記載するというでございまして。

この法定事項を受けて、それを実現するための手段、方法、How toについては、社内規定でしっかり規定をして管理をしていくということでございます。

先ほど、保安規定の見直し項目の中で、原子力規制検査で評価に用いるパフォーマンス指標というお話をしましたけども、ここでは規制PIと書かせていただいておりますが、それは当然この遵守義務がかかっている保安活動の中に入ってくるのだろうと。

一方、右側の自主のところでございますけども、事業者の自主活動として、事業者の活動を改善するために自ら定めるパフォーマンス指標については、こっこの自主の範囲に入るのかなと、そういうふうに考えております。

参考資料を少し飛ばしていただいて、後ろのほうに別紙というのがついていると思っておりますけども、こちら7月28日に事前の面談で資料を提示いただいておりますので、それを受けまして、本日我々の見解を整理したものになります。

本日、説明していただきました先ほどの1-1の資料の、2ページの2ポツ、こちら法改正に伴い新たに対象となる事項等でございますけども、こちらについての1番目、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項でございますが、こちら品証技術基準の改正対応と理解しておりますので、基準に適合する記載を追記するというを考えております。

2～4につきましては、安全のために達成すべき事項は、保安規定で明確にして、それを  
実現するためのHow toの部分、ここについては社内規定でしっかりと記載するのだろうと、  
そういうふうを考えております。

下段でございますけども、こちら先ほど御説明いただいた3ページの3ポツでございます。  
原子力規制検査に基づく監督の運用に当たり記載の充実が必要な事項ということでござい  
ますが、こちらの①と④⑤、こちらに関しましては、先ほど申したとおり、安全のために  
達成すべき事項は保安規定で明確にするのだろう。How toの部分は、社内規定に記載だと、  
そういうふうを考えております。

ここの②③でございますが、②の取替炉心の安全性に関する事項につきましては、本日  
参考で柏崎刈羽原子力発電所の取替炉心の安全性に関する現行の保安規定の記載例を示し  
ておりますが、我々としましては、安全のために達成すべき事項は、それなりに書けてい  
るのではないかなというふうに思っております、ここで記載の充実が必要な範囲という  
ところにつきましては、ちょっと具体的に提示いただいて、議論させていただければなと  
いうふうに考えております。

電気事業連合会の説明は以上になります。

○山田部長 どうも御説明ありがとうございました。

以上を踏まえての議論の進め方ということですが、我々のほうから示させていた  
だいた内容というのは、どちらかというと、具体的にどこをどう変えるかという具体論を  
書かせていただいている、電事連のほうから示していただいた資料については、そもそも  
論の保安規定の位置づけだとか、保安規定に何を書くべきか、保安規定を原子力規制検査  
でどう位置づけるべきかという、そもそも論を最初に書いていただいて、その上で、そも  
そも論を踏まえた上で、どういう内容を記載していったらいいかということで資料をつく  
っていただいているというふうに理解をいたしましたので、まず電事連のほうでお示しを  
していただいた資料の1ページ目～4ページ目までのところのそもそも論の考え方のところ  
を少し議論させていただいた上で、そこでの認識をある程度すり合わせた上で、具体的  
なところの議論をさせていただければいいのではないかなと思いますけども、いかがでしょ  
うか。

○横尾電事連原子力部部長 結構かと思えます。

○山田部長 それでは、まず電事連のほうの資料の1ページ目～4ページ目ということで、  
この内容についてのディスカッションをさせていただきたいと思えます。

では、こちらのほうから、多分まず発言をすべきところだろうと思えますので、誰から  
でも結構ですけど、よろしくをお願いします。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

あんまり書いていただいていることに違和感があるわけではないのですが、具体的に何  
か懸念がおりになる事項があるかどうかということをお初めにちょっとお伺いしたいと思  
っております。

例えば、3ページ目に、保安規定に記載すべき事項の原則というのが書いてありまして、ここに書いてあること、そのものは私もそういう頭の整理としては、そんなに違和感があるものではないのですが、現在のこの保安規定の規定ぶりであるとか、あるいは我々が運用している認可の運用の中でこういう原則に沿っていなくて、比較的細かいことまで要求をし、書かなければならないことになっているとかいうような少し懸念があること、あるいは支障があるようなことが実際にあるとお感じになっているかどうかというのをまずお伺いをしたいと思っているのが1点。

それから、4ページ目のところも、原子力規制検査と保安規定というふうになっていて、そもそも保安規定に何が書いてあるから見る・見ないということでないのは、そのとおりなのですが、保安規定の記載要求事項というのは、基本的には保安措置で要求しているものをしっかり事業者の中でも計画をつくってやっていただければということなので、当然規制要求に関係のある事項であり、かつそれを要求しているからには、重要な事項なので、保安規定に書いてある・書いてないという形式に関わらずというのは、そのとおりだと思いますけれども、実際には多分重要な事項を当然チェックの対象にして原子力規制検査を運用していくので、あまり何というか、重箱の隅を突つつくような指摘をするようだという意味ではありませんけれども、書いてある・書いてないという意味ですね、ではないのですが、実質的に保安規定の実施状況というのを検査の中でも実際には確認をさせていただくようなことになるとは思っているのですが、そこに何か認識の違いがあるかどうかというのを、もしお考えがあれば教えていただけますか、以上2点、最初に少し御確認できればと思います。

○尾野電事連原子力部長 ありがとうございます。まずこういうペーパーを出させていただいた心という御質問かと思えます。電事連、尾野です。

それで、規制庁殿のおつくりになった資料を見て、こういう項目をさわることになりますねということについては、恐らくそうだなということで、あまり違和感はないということなのですが、実際にどのぐらいの深さで、どう書いていくのかという議論をするときに、頭の整理というのが最初にあったほうがよかろうということで、議論のためにこういうペーパーを出させていただいたということでもあります。

そういうことから言うと、現状の保安規定の記載ぶり、あるいは書き方ということの中で、何か著しく合理性を欠いているところがあるというふうに我々が考えているのかというと、必ずしもそうではないと思っています。

ただ、今後の運用のことを考えていくと、何が規制されるべきかというWhatと、どのように規制すべきかというHow toの部分というのは、今まで以上に頭の整理をよくしながら書いていくというのが、新しい検査制度のもとでは重要になってくるだろうということですので、そういうことを意識しながら書いていくのであろうということを書かせていただきました。これが3ページで言わせていただいているところの心でございます。

実際に保安規定というのは、認可プロセスというのが通る、ある意味、行政の判断、処

分というのが通るプロセスで、その上で認可というプロセスを通ってきますから、一定の重みがあるということと同時に、ある意味、自由が変わっていきにくいものでもあるということでもございますので、Whatの部分ができるだけ保安規定のほうに入り、How toのところというのは、下部規定のほうに入るという整理がよろしいのではないかと、こういう考えであります。

4ページ目のところも、規制の有無に関わらずというふうに申し上げたのは、これまで新検査制度ROPをひな形にしながら検討してきたわけですが、その中で、上位規定の保安規定に書いてあるから、書いてあるのでそのとおりでないからだめですとか、書いてないから違う、本来違うけどいいですとか、そういうものではないということですので、形式として保安規定に書いてあるか・書いてないかということではなくて、規制されるべき範囲の物事であり、それが安全上重要であるということの活動であれば、文書化されているかどうかに関わらず、上位規定に文書化されているかどうかに関わらず、それは監視・監督のされるべき範囲に入ってくるだろうということをおある意味、当たり前のことを申し上げさせていただいたということです。

それから、逆にそうだとするならば、認可を要する保安規定のほうに逆に書いてないと縛れませんよということであれば、皆書かなければいけないわけですが、そうではありませんから、実際的なことを考えて、記載の深さの議論はしてもいいのではないかと、こういう考えであります。

○金子課長 お伺いはわかりました。少し言葉の表現の仕方が若干違うかもしれませんが、先ほどの3ページ目のほうのお考えで、いわゆる保安規定に書くものと、下部規定の社内規定みたいなものに整理するものというのは、当然レベルの差があるというのは、我々もそのように認識をしていますし、その構造であることは全く何の異論もないと思います。後はどの程度、どっちにどこまで書くのという、本当の具体論というのがあって、そこは少し何というのかな、どこまで書いてあれば、どれぐらいのことがちゃんと要求したことになるのかということの意味合いとの何というか、バランスだと思いますので、そこはまた個別具体論で多分議論をさせていただく必要があるのかなというふうに思いましたので、それは今の話というよりも、今後本当に書くときに、これじゃ何を書いているのだからわからないよねというようなレベルでは、多分よくないでしょうし、ここまでさすがに書かなくてもいいよねということもあると思いますので、そういう議論の中で調整をしていきたいというふうに思います。

それから、4ページ目のほうでおっしゃっていただいたことも、全くそのとおりで、私なりの言葉で言うと、書いてあるからそこだけ見るということでもないし、書いてないから別に見られないということでもないということもそのとおりのので、そういうことをあえて当たり前だけどというふうにおっしゃいましたけれども、書いていただいたということであれば、それはそれで素直に受け止めつつ、重要な事項はそれなりに書いてあるので、そういうところをおある程度中心には確認をすることになっていくと思います。要するに、

検査事項の選定という中で、そういうものは当然確認をしなきゃいけないということにはなっていくと思いますけれども、形式的な仕組みとしては、理解をしておりますので、あまり異論はないところでございます。

○山田部長 私がこれから申し上げることは、少し皆さん方と共通認識としてできるものならしたいということで、議論を提供させていただきたいと思います。

今日は、保安規定の記載要求事項ということで、論点として挙げさせていただいていますが、新しい検査制度というのは、ここは何を変えたかということ、保安規定を遵守しているかを見るための検査ではないという、そういう仕組みにしましょうというのは、見直しの根本的な考え方になっています。

したがって、検査の中で見るのは、事業者の皆様方がやっておられる保安活動そのものを見させていただいて、その中で、我々が気づいた事項で、これは安全上問題があるというか、安全に影響し得るのではないかという事象を抽出して行って、それで安全に影響をものすごく大きく及ぼすようなものがあるパフォーマンスであるという評価をしますと、これが一番ベースになる検査の活動であるというふうに考えています。

この検査の活動の中で見つけてきたいろんな事象が、それを保安規定というものと照らし合わせてみると、保安規定違反というふうに評価できますねということも出てくるでしょうということで、これは二本立てだというふうに考えていて、この考え方、私自身は、ROPの考え方だというふうに理解をしていて、アメリカでもROPによつてのパフォーマンスの評価という話と、それからTech. Spec. なるバイオレーションということでの規制上の行為というのは、二通りのものが並列をした形で制度としては成立していますので、我々はそれを志向していく話だろうというふうに思っています。

ということで、まずこの点については、多分あまりずれはないと思うのですが、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

違和感ないというか、バイオレーションというもの、違反というものと、それからROPの重要度の色がつくというのは、別次元というのですかね、それぞれ独立に評価されるので、それはそのとおりだと思います。

設置許可とそれから保安規定の位置づけみたいなものについては、日米で実際は若干差があつて、特に設置許可の変更要件が、記載事項の変更か、安全上重要度に影響を与えたかどうかという、そういう観点が違うので、本来はアメリカだとTech. Spec. のほうは安全上絶対認可の要るもの、かなり大事なものに収れんして書いていくというのを試行して、そのかわり、FSARのほうには、安全に関係のあるものを結構、デザインベースに関係のあるものはかなり詳しく書いています。

そのかわり、いい変更をしようと思うと、変更が生じてしまうので、認可マターにすると改善ができないので、そういう認可の仕方をしてないと。そういう位置づけに文章を書いた上で、Tech. Spec. 内のことを書いていっているというので、そこはちょっと位置づけ

が違うので、同じことができるのかどうかというのは、本来そこまでしないと同じにできないと思うのですが、とにかくバイオレーションというのは、バイオレーションであります。保安規定にあるかないか関係なく、安全上問題があれば色をつけますという行き方で今後行きたいというところは、全く同感です。

○山田部長　そういう観点でいきますと、今の原子炉等規制法、それから炉規則に書かれている要求事項として、規則に書かれているのは、保安のために講ずべき措置というものと、それから保安規定というものと二通りありますけれども、どちらかという、原子力規制検査で見ると対象というのは、保安のために講ずべき措置、これは検査の視点として存在をしていて、ですからこれをまず見ていって、その中から出てきたものに対して保安規定違反かどうかというのが、パフォーマンスとは別の評価として位置づけられるものだというふうに認識をしています。

ここも多分今のお話だとすると、ずれはないと思うのですが、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長　そのとおりだと思います。実際は、保安規定に書いてあるかどうかではなくて、やっていること、不適合、ROPのインプットの不適合というのは、社内の規定に対する不適合も全て入ると思っておりますので、その後段で重要度をちゃんと判断することで、前段ですごく広くとることの障害がなくなるように設計してあるというふうに考えていますので、そこは同感です。

○山田部長　はい、ありがとうございます。その上で、保安規定に何を書くべきかという点についてということなのですが、規制はWhatを決めて、それをお示しして、Howは事業者のほうで考えていただくということについては、これは多分どこの国もよく似たような考え方をされていると思うのですが、その中で、保安規定というのは一体どういうものかというのを私なりの解釈というか、私なりの整理をしておりますのは、保安規定に書くべき項目として規則に書かれているもの、これがWhatだということだと思っております。

それで、保安規定として規定をして、事業者の皆さん方にコミットしてもらわなければならないのは、そこに示されていて、それに応じて事業者としてこういうやり方をしますよ、Howの部分ですね、これを考えていただいて保安規定という形にした上で認可を受ける。この認可を受けるという行為は、保安規定違反の場合に、行政措置が来ますよという範囲を明確にする上で認可という行為が入っているということだと思っております、したがって、保安規定に書かれている、皆さん方がつくられる保安規定というものは、Howだと私は思っています。

したがって、Howは事業者がやればいいことですのでということ、おっしゃるとおりだと思うのですが、保安規定に書かれている内容というのは、Howであって、事業者で決められたものという理解をしておりますが、ここもずれいていませんか。

○尾野電事連原子力部長　電事連の尾野です。

この辺りが少し認識にギャップがある部分なのかもしれません。そういう意味で言いま

すと、大きくWhatとHowの関係については、理解が一致していて、そして保安規定に書かれることというのは、現実的には事業者の立場から見てみると、規制要求にまさに準ずるもので、準ずるといふか、そのものというような扱われ方でこれまで運用されてきたと。

山田さんがおっしゃるように、そもそも新しい検査制度というのは、保安規定にある意味整合しているか、否かを見る検査であるという目的ではなくて、事業者の保安活動そのものを見ていって、そして抽出された事項を重要度で判断していくというところに変えていくというところが根本であるというふうにおっしゃっていただいたので、その考え方で今後徹底されていくということしていくと、多分あまりこの議論というのは意味がないといふか、あまりセンシティブに議論する必要がないことということになってくると思うんですが、いかんせん、これまでの検査というものの流れを我々も意識的に引きずっているところもございますので、そういうところからすると、保安規定に書かれていることというのが、ある意味、保安規定に対する整合性を確認していくというタイプの検査が長く続いたこともございますので、ある意味、What的に見えているということも御理解いただける場所ではないかと思ひます。

ということで、まさにこれからの検査、山田さんおっしゃられるとおり、事業者の保安活動を見ながら抽出事項を色分けしていくという、こうした検査をしていくというときに、書かれるべき保安規定の深さといふのは、どうあるべきなのか。

それから、その深さの中であまり詳細なところまで書き込んでいってしまうと、スピード感とか、自由度を奪っていって、結果としてお互いの労力の消費は大きくなりますけれど、いろいろな工夫はスピード感が出ないということ、ある意味残念な部分が出てきますから、そうならないようにするには、どうするのかということがポイントだと思ひまして、そうしたこともありまして、御説明としては、保安規定に書かれている部分は、Whatではないかという説明をさせていただいた次第です。

言葉の使い方の問題はあるかもしれませんが、そういうことでございますので、今後の新しい世界のことをしっかり考えていくというところがやはり共通の議論のポイントかと思ひております。

○山田部長 ありがとうございます。

それは、次に申し上げる必要があるかなと思ひていたことでありまして、今の保安規定に直接書かれている話と、それにひもづく形での社内文書として決められているところがあつて、社内文書で決めていただいているところについては、改善するためになるべく柔軟に運用ができるよふにということ、二段構成になっていると、この構成は御指摘いただいたとおり、維持したほう、恐らく安全性の向上のためにはよいことだろうというふうには思ひています。

ただ、保安規定に書かれているもの自体は、Howが事業者によつてコミットされたもので、それに違反している場合については行政措置がつながってくるというこの構造は、法律の構造そのものですので、これは多分維持すべきものだろうというふうには思ひていまし



て、したがって、保安規定の規定内容は、Whatなのか、Howなのかというところは、あまりこれは議論してもしょうがないことだろうとは思いますが、恐らく整理としては、規則に書かれているのはWhatであって、Howは事業者によってつくられたものを認可することによってコミットの対象になって、それが守られてなければ行政措置の対象になりますという構造であろうというふうに思っています。

その上で、最初に申し上げましたとおり、どういう形で保安規定と社内文書の間の書き方、書き分けをしたらいいのかというところは、お互いに知恵を出させていただいて、工夫して、よりよくこの保安規定の運用ができるようにしていければいいかなと思いますけれども、御意見をお願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 すみません。書き分けの考え方なのですが、恐らくどこまでいっても、きっちり線は引けないと思うのです。ただ、2点あって、一つは改善したいと思ったときに、認可をもらわないと改善ができないという行為がないような記載にしましょうねというのが原則の1番で、それでも、そういうものだけでもこれは書いてはダメだろうと、安全上これ、すごくインパクトあるよと、そういうものは多分、たとえ改善するときでもやっぱり悪いほうもあるのだから認可が要ります、原則はその2個、それをよく考えてどこまで書くかを決めていくということかなと思うのですが。

○山田部長 ありがとうございます。資料に書いていただいているところで、FSARの変更を事前の認可の対象にするものと、それから事後でいいものとの二種類に分けるアメリカの仕組みというのは、連邦規則のパート50の59にありますけれども、これは安全に与える影響の大小で線引きはされているというふうに理解をしています。

ですので、保安規定に直接書く話と、それから保安規定の下部文書に書く話というのについては、保安規定に書かれているある種での幅の中で、リスクはあまり変わらないような範囲で泳げる範囲というものについては、社内文書で書いていただいて、柔軟性を持っていただくというのが基本的な考え方かなというふうに思いますけれども、この点もいかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 そのとおりだと思います。最終的には改善は促して、危ないものは引っかけるということになるべくきちっとやりたいと。これ完全にはどうしてもできないです。ただ、保安規定はそうやるとどうなるかという、必ず認可が要るものですので、やっぱり書く書き方とかがかなり制約を受けるので、非常に書きにくいものになると思うのです。

あまりここにいっぱいいろんなことを書き込むというのは、方向として私は間違っていると思っていまして、本当にたくさん書くのだったら、本来は変更要件を変えて設置許可のようなものに書き込むと。そこへ外への不適合を一応とるようにして、判断は結局RSDPであるので一緒になるので、そういう方向へ行くのだと思いますけど、将来のそういうことを考えると、今保安規定にエントリーとして抜けているものを全部書くと、それはいいのですが、かなり注意して書かないと、後々運用というか、特に改善を阻害する面が出て

くるのではないかとすることは懸念します。

○山田部長 ありがとうございます。恐らく、今、日本の保安規定の中のアメリカのTech. Spec. 的なところで、それを変えると、直ちにFSARというか、設置許可にはねるものと、保安活動そのもののやり方みたいなところで、あまり大きくリスクに影響しないようなところが、多分二つの種類があると思いますので、そういうのも考えながら、どこまでは社内規定で書いていいのか、どこは保安規定の中にしっかり書いて、認可の対象にするのかというところは整理をしていったら良いのではないかと思います。

○尾野電事連原子力部長 電事連の尾野です。

今整理していただいたのですが、我々の考えも大体そういうところでございまして、今Tech. Spec. というふうにおっしゃられましたけど、Tech. Spec. の要求だとか、あるいはAOTのようなことというのは、結構重要な、いわゆるスペック上の要求事項ということで明確でございますし、あるいはその行為を規定しているようなタイプのものというのは、あまり行為に対する意味と期待というところはあるにしても、それをあまり深く書き過ぎていってしまうと、恐らく、行為というのはやっていく中で改善すべきところというのは必ず出てくるものですので、ある意味おっしゃられるとおり、大きく二つの分野があると思っています。

ですので、そこを考えながら、最終的な記載の深さを決めていくということですし、どのような記載の深さ、書き方にしたとしても、新しい検査の中での扱われ方というものは、おっしゃられたとおり、抽出された事項の安全への影響度ということで見ていくということでございますので、そういう整理かと思えます。

○山田部長 ありがとうございます。ちょっと私ばかりしゃべってしまいましたので、こちらのほうから何かほかにあれば。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

今の議論聞かせていただいて、電事連さんから今御提案のあった内容については、私もそのとおりだと思っておりまして、やはり日々の改善がやっぱり行えるような書き方というのは、非常に重要なことであると思っています。

そういうふうを考えて常々思っているのですが、それで、そういう見方で現状の保安規定を見ていくと、そういうふうにかけているところもあれば、非常に細かいところまで書いてあったり、逆に非常に大ざっぱ過ぎて、これでいいのかなというようなところもやっぱりあったりして、やっぱり条文条文によって、それぞればらつきがあったり、過去の経緯があったりするのです、何か細かく書いたりしているところもあったりするのでしょうか、それがやっぱり改善の足かせになっていたりするところもあるというのが事実だと思います。

そういうように考えてくると、私どもから先ほど資料の1で示させていただいたのも、今回の制度の改正に関わって、こういうことは保安規定に反映しないといけないですねというようなことを御提案させていただいて、電事連さんからもその内容について、ちょっ

とコメントありますけども、大体そうですねという回答をいただいておりますが、ただ、今のような議論を本当にやっていると、保安規定全般について記載のその適正なところ、さっきおっしゃっていたそのところですね。そこでは、社内文書にどういうふうを書くかというところ、そういったところの仕分けも全条文に対してやっていかないと、なかなか今議論していたのが実行的なものになるのかなというところが、ちょっと疑問なところで、できるのであればやっぱり全体的な見直しとか、それから活動の裕度を持たせるというためには、Howのほうに裕度を持たせるためには、この条文でやらないといけないことは何なのかという目的みたいなものを書きことによって、後のHowのところは、社内文書のほうで日々の改善ができるような、そういった考え方ができるのではないかなと。常々そういうようなことを感じておりましたので、今回お示しいただいているのは、全体像と部分的なところはあるのですが、方針としては全体を見直したいというふうにお考えなのでしょうか。

○尾野電事連原子力部長 電事連の尾野です。

今おっしゃっていただいたことそのとおりでありまして、ただ1からガラポンでやり直すかというところ、かなり大変な仕事にもなりますし、それから今回、法律が変わったことによって、対応しなければいけないところというのは、まずもってやらなければならないところということは明らかですから、まずそこのところはしっかりやっていくということをさせていただくと、その議論を通して、じゃ全体にどう見るかということが必要であるならば、その値ごろ感というのを形成されてくるのではないかと思います。

そういうことからすると、我々が持っている持ち時間であるとか、リソースであるとか、3年の間にどこまでいくかとか、こういうことを考えていくと、第一優先で考えるべきところは法定改正で、新たに必要になってきたところをどう扱うかということでございますので、まずそこからさせていただくということかなと思います。

ただ、そこをやっていくときの基本的な考え方というのは、今お互いに議論したような考え方で進めていくということが有益だと思っております。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

ありがとうございます。実際的な時間的なことを考えると、今尾野さんがおっしゃったようなことで、まずやらないといけないところをやって、その中でいろんな知見が出てくると、後は、機械的にある程度できるようなところも出てくるので、できる限り広めていくというのが、実際現実的なところではないかなとは思っておりますので、そのような方向性で今後の詳細な検討を進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

今の続きのような形になるのですが、我々としては、この後の議題になっている検査、我々の原子力規制検査のやり方、内容ということで、手順書なりをつくっていくということになって、それも全体的な考えとしては、これまで議論しているように監視領域という

のがあって、それぞれに必要な機能なりという着目があって、それを維持しているかどうかといったことを見ていくという視点になります。

手順書などもそれを主体にしながらかつっていくということになったときに、対応する事業者側の活動が同じ目的で活動しているのかどうか、同じというか、我々が注目している視点を大事にして活動しているかどうかといったことが非常に大事だと思っていまして、それは以前も電事連の尾野さんから、ベクトルの向きを合わせようというような話をされていたということだと思っております。そういうところを具現化していこうとすると、IPのこちらのほうの議論での方向性が見えていったときには、事業者側の文書体系の中でもそういうところが明確になっていくことが、お互いの意識合わせになるのではないかなというふうに思っていまして、事業者側の文書の最上位が保安規定ということになりますので、その際に、事業者側としてはどうあるべきかという議論につながっていくのだろうというふうに思っています。

ですので、順々に重要度を、優先度を考えながらやっていく、そのとおりで思うのですが、今回の制度は3年後ということもありますので、なるべくタイムリーに反応していただくという意味では、我々のIPの議論というところを頭に入れながら検討、並行して進めていただけると、フェーズが合うのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○尾野電事連原子力部長 電事連の尾野です。

そういうことかと思えます。やはり規制当局がどういうIPで仕事をするのかということが決まってくると、被規制のある意味さとしては、それにしっかりと適合していこうという方向で動いていきますから、これどう書く、どう書かないという問題を置いて、それに適合するようになっていかないと仕事が回らなくなっていきますから、ですからそういうことかと思えます。

したがって、そのIPが、要は非常に的に当たったものであるということが全体をよくしていくということにもおのずとつながっていくということかと思えますが、いずれにしましても、その後に見えてきたところで、それを見ながら進めていくということはあり得るでしょうと思っております。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 よろしいですか。今に関連して、保安規定最上位とおっしゃったのですが、構成上そうかもしれませんけども、実際、安全上の着目点を得るときというのは、設置許可とか、工認とか、仕様とか、設計思想がかなりいると思うのですね。そっちも最上位なんですね。許認可図書という意味では最上位で、それをベースに社内規定に展開しているものというのが、多分展開というのですかね。系統図だとかいろいろなものがあると思うのです。保安規定に全部書くというのは、多分ばくつとは書けるのですが、全部認可事項なので、全部きっちり、そこで例えば系統図はこういう機能を満たすようにつくらないといけないみたいには書けないと思うので、保安規定に全部書いて、保安規定を見れば、うまくひもづいていて、安全がたどっていけるというやり方と

というのは、結構テクニカルには難しいのではないかなという気がするのです。

保安規定に書いてあるだろうと、何か見つけたときに、これは保安規定のここに違反しているから不適合だというやり方は結構難しく、結局、社内規定で規定していることに違反しているので不適合ですと、だから安全上ここが問題ですと、そのバックにあるのは、多分設置許可での設計思想であったり、そんなものが出てくると思うのです、きっと。オールマイティじゃないので、私は保安規定は全部をカバーするように書くべきだと思いますけども、そこに安全上の不適合かどうかがわかる程度まで書くというのは結構難しいと思っていて、その浅さで書くというのが多分正解なのかなという感じがちょっとしているのですが。

○古作課長補佐 原子力規制庁の古作です。

先ほどの議論と同じことになるとは思うのですが、一応私が最上位と申し上げたのは、運用に関しての最上位というつもりで発言をしました。

当然、許可が本当の意味での最上位で、安全に対する機能をどういう構成をとるか、それに対するレベルがどうかということを宣言するのは許可ですので、それを踏まえてということなのですが、保安規定については、今回の法改正において許可のとおり、許可の内容をしっかりと落とし込むということも基準として書きましたので、その意味では、許可で言われた機能を維持する方法というのは、しっかりと保安規定に書いていただくということだと思います。

ただ、その方法についても、実際の作業としての手順みたいな話まで細かく書くということではなくて、その機能を担保するという意味での宣言なり、こうしていけば機能が維持できるよねというレベルということだと思います。

なので、何でもかんでも入れ込む、読み込むということではなくて、その体系さえ示せば具体的なところは下位文書でいいということになると思っていますので、そういうレベル感ということは、多分、共通認識だと思うので、そういう意識を持っていければというふうに思います。

関係でいうと、保安規定の審査基準には、もう一つ、災害の防止上、十分でない——これは、十分であること、十分であるかどうかですね——ということがありますので、それも結局は許可でいっている機能を担保することにつながっていくことかと思えますけれども、それでもレベル感というのが、話ができるのではないかなというふうに思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 そのとおりで、結構で、意見は一致していると思います。

設置許可、工認と保安規定、やっぱり三つセットで全体をカバーしているので、運用に係るところは保安規定。三つあわせて、多分、規制で守らないといけない事項として決められているという考えで理解しています。

○尾野電事連原子力部長 ちょっとくどいようですが、多分、書き方の深さ論だと思う

のですが、通常、米国のテックスpekでもそうですけれど、テックスpekというのは守られるべきことというのが、ゴールが書いてあるのですね。

そのやり方が求められているわけではないということもありますので、物事には性質がありますから、最終的に、行為的なところをどうするかということを書くパートと、それから、pek的なことが規定されているパートと大きく二つあるということ、議論がありましたけど、その中身に応じてどうしていくべきなのかということの書き方は、よく議論させていただいて、そして、実際に抑えるべきところが抑えられつつ、的確に事業者サイドの中での改善も進められるという、ウエルバランスを求めていく活動だと思いますので、これは多分、実際に具体の議論をするといろいろ出てくると思うのですが、そういうふうにやらせていただきたいと思います。

○古作課長補佐 すみません、もう一点だけ。

改善としての自由度を確保するという観点からすると、軽微なものはどういうものなのかということをおある程度宣言をすることによって、その部分は自由に処理ができるというようなこともありますので、そういう意味でも保安規定の枠のとり方というのが非常に大事だと思っています。それは、リスク情報活用もそうだと思います。

そういう意味での、全体としてどうやっていくということの体系をつくるという考えで、今後、議論ができればなというふうに思っています。

○山田部長 ありがとうございます。

規制庁と電事連ばかりで議論をしてしまいましたけれども、ほかの施設の皆さん方で、今の議論をお聞きになって、自らの施設との関係で何か御発言があるようであれば、いただければと思います。

○芳原近畿大学原子炉研究所准教授 近畿大学の芳原です。

電事連さんと、規制庁さんの議論は、全くもってそのとおりだと思いますけど、やはり忘れてはならないのは、一番ベースには、公衆に対する安全、これをいかに担保するかという概念がまずベースにあって、だから、形式論でいかに落ち込むかというところに行かないように注意しながらやるということが一番重要なことだと思います。

○山田部長 大事な御指摘をありがとうございます。

よろしければ、具体的な記載内容について少し議論させていただければと思いますけれども。

あまりずれはないのかなとは思いますが、電事連のほうから何点か別紙の形で示していただいているところがありまして、これについては、まず規制庁側から回答ができませんか。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

回答という言い方が適切かどうかはわからないのですが、全体として質問もありつつ、お話をさせていただければと思います。

まず、2ページの(2)というところで言っている①のところは、基準適合の記載というこ

となので、意識にそこはないだろうというふうに思っています。

一方で、その次の②、③、④の部分、さらにその下の表の部分で、達成すべき事項は明確にすると言いつつ、手段、方法は社内規定でというところの表現が、結局、先ほどの議論と同じで、どのレベルのことを言われているのかがわからないということなので、そこら辺を、もう少し具体論として詰めていく必要があるのだろうなというふうに思っています。

少なくとも、上の表の②、③、④については、法律のほうでもある程度記載をしていかなきゃいけない事項にはなっていますので、この保安措置の内容としてやらなきゃいけないこと、趣旨といったことはしっかりと書き込んでいただくということだと思っています。

お作法について書いてほしいということではなくて、特に事業者検査であれば、基準適合性ということをしっかり見ていく。そのために何をどういうふうにやっていくのか、具体的には機能検査をやりますよというようなことでしたりということかもしれませんけど、ある程度の方向性を示していただくということが必要だというふうに思っています。

あと、下の表の②、③のところでは検討が必要とされている内容の確認ということなのですけれども、まず、取替炉心の安全性につきましては、今回の制度で運用を考えていったときに、リスク情報活用なり、リスクインフォームドということで、重要度のあるものにより注目をして対応していくといったことを考えると、原子炉であれば、やはり炉心の管理というのが一番、リスクのソースとして大きいものですので、その点の管理をしっかりと議論していきたいということになります。

今回、電事連の資料のほうでは、現状の保安規定の記載ぶりというのを書いていただいていますけれども、現状では、取替炉心の安全性評価を行いますですとか、制限値を満足していることを確認しますという、やる事ということは書いてあるのですがすけれども、果たして、安全性評価って何でしょうかとか、制限値って何のことでしょうか、どのレベルだったらいっているのでしょうかといったところが不明確なのだと思うのです。

この点については、設置許可のほうで取替炉心ごとに評価をします、こういうような許可で確認した範囲内の炉心構成であるかどうかを確認するというようなことを宣言されていますので、その趣旨がもう少しこの中で見えるように書いていくということが必要なのではないかなというふうに思っています。

評価手法についてもいろいろとありますので、実際には許認可でやっているコードで同様の評価をやっていくということを確認させていただいていますけれども、この保安規定だけでは、十分そういうレベル感でやっていくというところが見えないので、その点をもう少し整理できないかなということです。当然、保安規定だけではなくて、下部規定も含めて議論できればいいとは思いますがすけれども、趣旨としてはそういうところになります。

クリアランスのほうにつきましては、これは、クリアランス制度を適用するか、しないかといったことも関係してくるのですがすけれども、今回の規制検査におきましては、外運搬、

外廃棄も含めて、全体としては発電所内でやる行為は事業者の保安活動ということで、原子力規制検査対象ということにしていますので、そういう検査を受ける側としてどういう体系で保安活動を構成していったらいいのかといったことでの論点とさせていただければいいかと思います。

特に、クリアランスは廃止措置段階だけではなくて、運転中でも適用可能ですので、そういう観点も含めて議論できればなということでも挙げさせていただいています。

○山田部長 恐らく、具体的な話を出さないと上すべりになってしまって、どうしようもないかもしれませんけれども、とりあえず、お尋ねいただいたところを、こういう考え方ですということでも回答させていただいたのだと思いますけれども、この時点で、さらにまだわからないというところがもしあれば、御指摘をいただければと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 今回の段階で、ここで議論することじゃないと思う、さっきの機能検査でやりますという検査の種類まで特定して書くべきなのかとか、そういうところは議論がありますけれど、またもうちょっと少人数でやりたいと思います。

○金子課長 規制庁の金子です。

いずれにしても、施行のときに、ゼロからお互いにカードを見せ合って、これでいいですかという話をしようと思っているわけでは、我々、もちろんなくて、だからこそ、こういう場がもちろんあるんですけれども、試行運用をする際に、新しい制度をある程度先取りして試行していく際には、当然、大体こんな規定ぶりの例えば保安規定に変えていくつもりですか、我々も逆にこういうことを要求するつमोरの規則をつくっていきますというたたき台をお互いに出し合って、レベル感を見ていくということになると思いますので、その中で、事前にこれでいいということにするようなことにしてはいけないとは思いますが、そういう情報共有をしながら、どこが、先ほどの記載のレベルみたいなものも含めて、ちょうどいいところになるのかというのは、少しこの準備期間で相場観をつくれるような準備活動をしていきたいというふうに思います。

○山田部長 では、もしよろしければ、次の議題に移らせていただきたいと思います。

原子力規制検査における検査項目及びIPの整理ということで、資料2を用意しておりますので、御説明させていただきたいと思います。

○金子課長 それでは、金子から資料2-2の説明をさせていただきます。

もう年をまたいで去年の話になりますけれども、そもそも、コーナーストーンという安全上大事な視点というのを設定して、それについてどういう形で検査をしていくのかという体系を一度御議論させていただいたときに、コーナーストーンのそれぞれの視点に沿って、どういう検査をやる要素があるのかということについては、米国の樹形図みたいな形で整理をされているものに類するロジックをきちんと用意をすべきではないかという議論がございました。

その後、いろいろNRCにも、どうしてどういう形になっているのかということをお互い合わせしたり、それに類する整理のよりどころになるような考え方というようなものがない



だろうかということで、いろいろ模索、検索をしたのですけれども、必ずしもカチッとしたものというのは、実は世の中には存在をしていないようであるということがわかりまして、であれば、とりあえず米国のROPをひな形というふうに申し上げているので、それを1回我々の考え方の頭の整理のロジックとしては導入をした上で、それに合わせた体系をつくりつつ、日本のいわゆる仕事の固まりの作業の固まりに合う検査の体系をつくっていくというような考え方で整理をしたらどうだろうかというような基本的な考え方で実は今日の資料は作成をしております。

今申し上げた考え方を、順を追っていただくために、資料2の4ページ目というところからが別紙になっておりますので、今申し上げた米国のNRCのROPでそれぞれのコーナーストーンごとにどういう検査の要素があって、それにどういうIPがぶら下がっているのか、検査手順書がぶら下がっているのかというところを、少しちょっと簡略化した形で抽出をした絵を別紙の1ページ目から、全部で6ページあると思いますが、6ページというか、6コーナーストーンですけど、複数ページがあるので、それが示しております。

それで、これ、全体を押しなべていくと、それぞれのコーナーストーンのすぐ下にぶら下がっています検査の要素と呼ばれているものが、みんな重なっているところもあるので、全部で11項目ございます。要するに、ロジカルには11の検査の視点があるというような形になっております。

それぞれの中に、検査の視点は違いますが、同じ検査で実施をするようなものというのが、検査の要領としては米国のInspection Proceduresの形で用意をされているということになっておりますので、これを一回全部、この樹形図を全部一枚に載せてみるとどうなるかというのが、ちょっと戻っていただいて、資料2の一番大きな表、水色で色が塗ってあるページがあると思うのですけれども、その表頭に①～⑩、それから横断領域というのがありますが、が並んでいて、それぞれの検査の視点の中にどういう実際の検査が入っているかというのが縦に並んでいる形になっております、これで全てのコーナーストーン、核物質防護のセキュリティのところを除いてですけれども、が網羅をされている形になっています。

ここに表側があって、縦に並べる順番というか、構造がつくってあるのが日本なりの検査の固まりをどういうふうに作業をくくると皆さんの現場と、それから我々がこれまでやってきた規制の体系みたいなものとうまく継続性というのか、接合性ができるかなということ考えたものでございます。

ですから、表側ほうに①～⑦まで書いてありまして、その下に横断領域と書いてありますけれども、それぞれのくぐりに、例えば①の施設管理の一番上にA-001と書いて、使用前事業者検査と書いてありますけれども、例えば我が国において、使用前事業者検査に対する原子力規制検査をしますよという我々の検査手順書をつくり、その検査手順書の中では横に見ていくと、アメリカでいうところのどの検査の要素をちゃんと含めなければいけないかということに対比させたような表にさせていただいております。

これで全体は、アメリカでやっていることは漏れがないような表にはなっていますが、日本が独自に要求している事項とか、そういうこともありますし、そういうところは、この表にまだ表れておりませんので、そういうものは、日本の検査要領、実施要領、検査手順書の中に加える形でさらに少しつけ加わる部分があると思いますけれども、そのような形で日本の検査体系あるいは検査手順書というものを用意していければというふうに思います。

幾つか拾って見ていただいたらというふうに思いますけれども、例えば施設管理と書いたところの3番目が一番大きな検査手順みたいなものになりますけれども、アメリカのIPでいうと71114シリーズ、71124シリーズ、71111シリーズの幾つかが合体したような日本の検査手順書の施設管理の検査をしますという手順書をつくって、米国で見ているところの例えば17と書いてある変更試験等の評価とか、ヒートシンクの性能とか、メンテナンスの有効性の評価とか、こういったものをこの検査の中で見ていくという形で検査の体系をお示しし、漏れがないようにしていくというような形にしてはどうかということになります。

個別に一つ一つはもう御説明しませんが、今申し上げたような横の体系を日本の検査体系としつつ、常にNRCなり米国の検査の項目であり視点であり、実際の検査要領との関係が見えるようにしておいて、向こうの検査の変更があれば、何が変わったのかということも検証し、我々がこの横の項目で何をしなければいけないかということは我々の法令に照らして確認ができるような体系ということで、このような体系の整理をすることを提案させていただければというふうに思っております。

具体的にどんな検査の中身が入っているかというのを、今の大きな表の下にちょっと小さな字で恐縮ですが、A4縦型の表の中にそれぞれの日本の検査の項目ではどんな検査をするのか、一言で特徴を書かせていただいたものをつけさせていただいていますので、これは御参照にいただければというふうに思います。

これは、今、お示ししたのは、原子力発電所のコーナーストーンに対応したものになっていますので、以前に核燃料施設のコーナーストーンは、特に仕様とか、そういうところはもっとすごく集約をされたようなコーナーストーンを設定するということですので、それに合わせたものは、また次の機会に御提示をさせていただくようにしたいと思いますけれども、これは、多分、フルパッケージみたいな形になって、ここから必要なものを核燃の関係の施設のところについても体系化をして抽出をしていくという形になると思っておりますので、その部分集合として核燃料施設の関係は構成がされるというような感じで心づもりをしておいていただいたらよろしいのかなというふうに思っております。

日本の原子力規制検査の体系につきまして、資料2で御説明をさせていただきました。  
○山田部長 今日、ちょっと突然、これを出させていただいたので、まだ十分に中身を評価していただくのは難しいところかと思っておりますけれども、とりあえず、考え方としてこういうことで作業をしてみたことに対して御意見、コメントがあればお願いできればと思

います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

1対1に対応していて、漏れなく追加なく、これで全体というのは、考え方はきれいだと思います。

アメリカの検査要領書の大事なところというのが、今回リスクインフォームドの規制に移りますと、かなり移りますと、動きますと。そのリスクインフォームドのノウハウのうちで大事なことが三つここに入っていて、一つは、サンプリングの対象、PRA上とか、ほかのリスク情報から見て、どこが大事なのかというところの選び方が要領書にサンプルで書いてありますと。そこを、どれをとってくるのかというのが、大体10個ぐらいあって三つ選りなさいとか、書いてありますと。そこからサンプリング数が書いてありますと。この対象を選ぶというのは、まず1段階目のリスクインフォームドの検査の効果を上げるノウハウの一つだと思っていて、もう一個は、それに対してどこを見なさいと、サポートの間隔を見なさいとか、いろんなことが書いてありますと。それも安全に影響を与える共通要因になるようなものとかというのを重点的に言っているんで、そこもノウハウの一つ、リスクインフォームドである検査。

もう一個、3点目が、どの検査を何時間でしなさいと、それは、多分、全体の検査はどの辺が一番大事なのかと。大事なところに時間がかかっていると思います。その何時間でやりなさいと目標値が書いてあります。この三つのことが新しい要領書になったときに移行できるのかというところが、多分、ポイントになって、それがそのまま移行できればリスク上、大事なところにそれに比例したリソースがかかって、その密度でチェックがかかるという、いい制度になるのではないかと思います。その辺が一番大事なところかなと思います。

○金子課長 御指摘ありがとうございます。まさに我々も、今は、これ、体系しかお示していないので、具体的に検査の手順書、要領書に何を書いていくかということは、これからではありますけれども、以前にも申し上げたように、アメリカのROPで使っている手順書は、ある意味、逐一、今、日本語訳をしたものを我々、手元に置いて、どこはそのまま取り入れられるのか、どこは書き直す必要があるのかというようなことを実は精査もする作業をしておりますので、今、おっしゃられたまさに検査計画の立案のところ、そもそもサンプリングをどうするか、どこの見るのか、どの設備を対象にするのか、どの範囲でやるのかというようなことから、着眼点として何を集中的に見ていくことが安全上大事なのか、それから、時間の点も、これはちょっと別の視点との関係で、以前も議論の項目ですと申し上げた検査の手数料の関係のこともありまして、そういうものでどこに重点的に時間を割いて全体でこれぐらいになるので、じゃあ手数料は幾らぐらいというふうに設定をしますねということの議論ともリンクをして、必ずそれもやらなければならないというふうに思っておりますので、非常に大事な御指摘で、その点は頭に置いてこれから中身をつくる作業の際に忘れないようにしたいと思います。

○尾野電事連原子力部長 爾見さんのほうから話があったので、ほとんどそのままあまり足すところはないのですけれど、そういう意味では、この表に書いてある米国のIPというのは、そういう検査の最小単位みたいなものが固まりとしてあらわされているものだと。

そうやって一つの粒度でできているものを、一回束ねて縮約してしまうと、逆にその中からある部分を後で再分離して調整するというのが難しくなってくるので、ちょっとこの表の意図で若干私の理解が間違っているのかもしれませんが、一番左端のほうに新しい要領書名というのがあって、日本語版要領書というものができて、これがどういう形になるのかにもよるんだけど、ある意味、横同士で完全縮約して分離が不可能みたいな形にしてしまうと、多分、後工程が非常に大変になると。

どちらかというところ、IPの固まりはそのまま生かしながら、この表の仕事の整理ができるというのがいいと思うので、多分、議論の初めのうちのほうは、縮約した要領書ができるというイメージよりも、米国のIPの粒度のものが一個一個完成されていくというイメージがあると、後でいかようにでもということにもなりますし、それから、将来、米国のほうでも検査の要領など、どんどん改善や改良が進んでいて、そういうものを取り込んでいくというときも、単位IPのほうに取り込む必要があるか、ないかということ判断すれば、それで済むということになるか、あるいは、いろんなところにたくさん日本版でこういう整理をすると、いろんなところに同じIPが出てきますから、いろんなところを同時に直さなきゃいけないかとか、そういうやり方の利便性みたいなことも出てくると思うので、ちょっとそういうことも含めてオリジナルの粒度というのを大事にしながらやると、お互いに仕事がしやすいかなと思います。

○金子課長 ありがとうございます。その視点はよくわかります。実際は、よく見ていただくとわかるのですけれども、先ほど例で引いた、わざと申し上げたのですが、いろんなものが入っていますと申し上げたA-003というもの以外は、あまり複数のものになっているのは、実はございません。欄が複数になっていても同じIPが実は参照されていたりするので、1対1に対応しているケースがほとんどになっております。

一方で、今申し上げたA-003のようなものは、恐らく章立てみたいな形でそれぞれの視点、どういうふうにするのですかというのが出てくると思いますし、先ほど申し上げた日本の仕事の固まりとの関係で、どういうふうにくくったほうがいいだろうかという視点でしかまずにくくっておりませんので、検査の固まりとして見るものの固まりは、それぞれの粒度を尊重しながら書いていくというのは、十分できていると思いますので、そのような形で工夫をしたいと思います。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂です。

ありがとうございました。初めに御意見がありましたリスクインフォームドのところは、やはり非常に重要なところですが、具体的にそれぞれのマニュアルに落としてしまうと固定化されてしまうというところがありますので、NRCもいろんなツールを使いながら検査官の検査対象の選定の支援をやっているようでございますので、我々もその辺のツ

ールを、今、開発を考えておりました、そういったツールを使いながら、その時々に応じて検査官がプラントの状態に応じてどれを選定するのがいいのかというようなものを支援するようなツールを考えていきたいと思っております。

それから、今、尾野さんからお話がございましたNRCのIPに合わせてというところですが、我々もちょっとそういうことも考えて、特に、今、お話があったA-003は非常に幅が広いところもあって、とりあえず、今は、こういうくくりで置いて作業を進めて、ある程度、自分たちでもいろいろ検証しながら、その段階でまたいろんな分け方だとか、それから、くくり方とか、やっぱり仕事、検査のやりやすさとか、事業者さんの保安活動のパッケージ的なところからやっぱりあまり離れ過ぎたものというのはよろしくないと思うので、そういったところを見ながら、改善はしていこうと思っております。

とりあえず、これ、スタート地点ということで、こういうふうにまず置いて作業を進めながら、いろんな検証をしながら、実際の施行に向けてどんどん改善をしていきたいというスタート地点のものというふうにお考えいただければと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 爾見です。

今ちょっと質問ですけど、ツールを使われると言われたのは、もともとサンプリングの仕方が固定的になるとおっしゃったのは、多分、PRAを使いなさい、IPでそのプラント固有のPRAがあったときは、その知見を使いなさい、外部開発の結果を使いなさい、それからCAPで再発が起こっている分野からサンプリングしなさい、そんなことが並んでいるのですね、サンプリングの仕方というところは。

それは、そんなに固定的に書いていないかなという気はしていて、そこにいっぱい並んでいるので、その中から適切なもの、そこにツールというのを1個足すようなイメージなのでしょうか。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂です。

今、おっしゃったような概念的なことは、それぞれ書くのは書くのですが、ただそれだけで検査官ができるかと、それに見合った力量は備えていくにしても、やはりそれなりのサポート、例えば、PRAの対象のものであれば、そのプラントのそれぞれのPFAの結果で、今の状況においてどこの系統のリスクが高いのか、その系統の中であっても故障率が高いのはどこかとか、そういったリスクマップのようなもの、そういったものをNRCも持っており、我々もそういったものをつくっていこうと思っておりますので、そういったものを検査官のサポートツールとして、検査官はそれを見ながら、そのときの状況で検査官が任意に選んでいくというようなことを考えております。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 わかりました。ハンドブックみたいなやつですね。

○山田部長 ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題ということで、フリーアクセスについて、電事連のほうで資料をお作りいただいているので御説明をお願いします。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会の横尾でございます。

では、資料3のほうの説明をさせていただきます。この資料は、フリーアクセスについての我々の考え方を示している資料でございますけれども、フリーアクセスって簡単なワードなのですが、実は我々、事業者の中でも受けとめ方が微妙に違うようなところもありまして、そういう意味合いで、本日は現場へのアクセスと情報の開示という二つのワードに区切らせていただいております。

まず、現場へのアクセスと情報の開示に関して国際基準を参考にすべきだというふうに考えましたので、IAEAの安全基準にどのように記載があるのかというところを調べてみましたというのが初めになります。

この中で三つほど記載を書かせていただきましたけれども、一つ目は、あらゆる時点における運転の安全を確保するとの制約及び有害な結果の潜在性に付随する制約の範囲内で、ちょっとわかりづらいですけど、如何なる時点でも如何なる施設又は活動へも規制検査官が自由に立入るための方策を講じなければならないというものがああります。

二つ目として、規制要件に従って、必要な全ての文書及び情報を規制機関に提出するか又は利用可能なようにしなければならないというものがああります。

三つ目としまして、規制機関がその業務を実行できるように必要な助勢全てを規制機関に提供しなければならない。こういうことが基準の要件として記載されているということでございます。

これを踏まえまして、我々がどう考えるのかというところを1.2ということで書かせていただいております。

まず、現場へのアクセスでございますけれども、プラントの安全運転、それだとかセキュリティ、人身安全等へ悪影響を与えない範囲内、これは先ほどの1.目で書いたちょっと難しい「有害な結果の潜在性」というところの制約の話でございますけど、こういう範囲内で検査官が現場や活動へ自由に立入るための方策を講じてまいりたいというふうに考えています。また、検査官が現場や活動に立入る際に、必要に応じてしっかりと助勢をしてまいりたいというふうに考えています。

二つ目の情報の開示でございますけれども、原子力規制検査が実施できるように、検査において必要となる情報が全て利用可能となるよう、我々としては対応してまいります。ただし、その開示の手段・手法等の運用につきましては、各社の状況、それから規制者、被規制者それぞれの利便性を考慮して決定する事項と考えておりますので、各社個別に今後調整させていただきたいというふうに考えています。

2ページに参りまして、図1というのがございますけれども、簡単に明示しましたが、規制検査において必要な情報（情報開示が必要となる範囲）ということで、簡単に書いてございます。青色のところが発電所の駐在検査官が検査において確認する情報ということで、これは、結構、頻繁に確認する情報だろうということもございまして、各社の状況だとかお互いの利便性に応じた開示方法を整備してまいりたいというふうに考えています。

右側のオレンジの枠のところでございますけど、本庁の検査官が検査において確認する

情報ということで、米国などにおきまして追加検査ですとか事象の対応検査ということで、本庁ですとかリージョンの方がやっていたら検査するというようなときには、事前に準備する情報を明示されて、それを被規制側がしっかり準備をして、それから検査に臨むというところがございますので、これについては、事業者による情報収集をして提示するというで考えております。

全体の中で下に※を打ちましたけれども、この中におきまして、正当な理由を提示していただいた上で開示する情報もあるのかなというふうに考えておきまして、例えば個人情報といいますか、人事情報ですとか各人の勤務表ですとか、あるいは、警備の情報ですとか、こういうものは指摘事項をいただいて、それが、結構、安全上重要な指摘だというようにときに、こういうところまで深掘りして確認する必要があるということになるかと思っておりますけれども、そういうときは、当然、正当な理由ということで我々としても提示させていただきますけれども、ふだん、これらの情報に対してアクセスすることはないのかなというふうに考えているということでございます。

二つ目でございます。今後の進め方でございますけれども、今後、試運用を予定してまいりますけれども、その段階までに我々としては、利便性を踏まえて情報が利用可能なように準備していきたいというふうに考えています。ただし、先ほども申したとおり、各社の運用状況により異なるところが大きいと思っておりますので、この先、現場での準備運用をまずさせていただいて、その中でやっていく中で抽出される課題というのが結構あるかと思っております。その課題を改善してしっかり準備を整えてから主運用に入っていきたいというふうに考えております。

三つ目でございますけれども、工場で実施する保安活動に対するアクセスということでございますけど、こちらに関しましては、ベンダーに対して我々事業者から調達上の要求をしっかりと出しておいてスムーズに立ち入れるような準備を整えたいと、そういうふうに考えております。

注1と記載させていただいたのは、先ほど説明したIAEAの安全基準の抜粋部分を記載したのになっております。

参考1でございますけど、これは先ほど御説明した現場へのアクセスのところの悪影響を与えない範囲内というところを詳細に記載したものですけど、こちら、平成17年～19年にかけて原子力安全保安院の時代ですけれども、我々と覚書で記載したような内容が、こういう記載であったというもので、一応参考につけたものです。

1.が設備安全、人身安全に係るもの、2.が放射線安全に係ることということで、こういうルールの中の制約の中で現場へのアクセスをやっていただくということを考えております。

参考資料-2でございますが、こちらは、我々が現時点において情報開示方法ということで考えておるものでございます。前提条件に書かせていただいたのは、先ほど御説明している各社の事情を踏まえて個別に調整させていただきたいということと、あと、規制庁側としましては、速やかに情報を閲覧したいという希望があるでしょうし、我々事業者側は、

手間をかけずに情報提供したいということもございますので、その辺の相互のニーズを勘案して、この下記の中から選択して調整させていただきたいなというふうに考えています。

一応、現状を考えたのは七つほどございますけれども、一つ目は、準備が整っている会社、整っていない会社がありますけど、社内のイントラネットの中に社内マニュアルですとか情報を入れると電子データで入っておりますして、それを閲覧することが可能な場合には、その利用可能なパソコンを検査官室に配備して御覧いただくというようなものがあると思っています。

二つ目ですけれども、こちら、所内LANなどにつないだハードディスクに情報を入れておいて、それを閲覧いただくというようなやり方もあろうかなと思っています。

3番目、こちら、紙媒体の情報を検査官室に常時配備しておくということで、これは、常日ごろ使うような例えば配管計装線図ですとか機器配置図みたいなものは、こういう対応になるのかなと、そういうふうに考えています。

あと、幾つか示しましたがけれども、7番目辺りに行きますして先ほど申し上げた追加検査だとか事象検査などで使うようなものに関しては、我々の窓口などに連絡いただいて、事業者が収集した上で提示させていただくと、そういうような運用もあろうかなというふうに思っています。

これらの組み合わせの中で、発電所ごとにうまい仕組みづくりをしていければなど、そんなふうに考えております。

説明は以上になります。

○山田部長 どうもありがとうございました。

それでは、今御説明いただいたことに対して、何か議論がありましたらお願いします。

○伊藤課長補佐 規制庁の伊藤です。

1点質問させてください。2.にあります「このため」以降の文章に、原子力規制検査の試運用に先行して現場での準備運用を開始とありますけれども、この部分は規制庁職員、特に規制事務所の保安検査官を含めた運用といたしますか、試行なのでしょうか。

○名倉中部電力原子力本部原子力部運営グループ長 中部電力の名倉です。

準備運用につきましては、先ほど御説明したように、見せ方とかアクセスの方法という方法論については、各社それぞれでやり方が違うということがありますので、実際にそれぞれの発電所で具体的に、先ほどお示ししたように、情報のアクセスということについては、今、7分類しているのですけれども、この7分類にして、それぞれ各社がどういう方法を選択していくかというところが違ってきますので、現地の保安検査官にも一緒にそれを確認していただいて、実際にこういう情報については現場でどういうふうに確認するのかということについて、我々がお示しをさせていただくような形で確認をいただければというふうに思っております。

○伊藤課長補佐 ありがとうございます。

○金子課長 規制庁の金子でございます。



大変積極的な御提案をいただいて、大変心強く思っております、今の点も我々のほうがむしろまだどういう情報が要るのかということについての準備が必ずしもちゃんとできていない部分もあるかもしれませんが、おっしゃったように、各規制事務所、それぞれの現場、現場でアクセスの仕方が現時点でも異なっております、事業者側の御準備の関係もあると思いますので、ぜひそれぞれの現場、現場でどういうふうなやり方をすることができるのか、あるいは、お互いにとってメリットが大きいのかというようなことを保安調査の実施の中、あるいは、日常の巡視の中で少しずつ試験といたしましょうか、準備をさせていただけると大変ありがたいと思いますので、ありがとうございます。

それから、その際に、ぜひこういう点も議論させていただいたらと思っておりますのは、開示をしていただいたり見せていただく情報の中で、例えばメーカーノウハウに係るものがありますとか、営業秘密的なものが入っていたりとか、我々側に守秘を求められるようなものというのが当然おありになると思うのです。セキュリティ上の観点ももちろんそうですけれども、そういうことも事業者側からのある意味でのルールということでお示しいただくものを我々は受け取って運用していかなければならないと思いますので、例えば今の守秘の観点もそうですし、どこまでどういうふうにクオートしていいのかとかというような活用のレベルみたいなものもあろうかと思っておりますけれども、そういう点も一気に全部がきれいに整理できるとは思いませんが、基本的な考え方であったり、こういうものは、こういう性格のものですねということ整理させていただいて、それに応じた適切な活用の仕方といたしましょうか、できるような環境にしていきたいと思っておりますので、その点もぜひまたお考えをいただければというふうに思っております。

とりあえず、私からは以上です。

○金城企画調査官 後ろから失礼します。規制庁の金城ですけれども、私、この会に参加するのは初めてですが、まさに今御説明のあった資料3の参考資料-1ですか、保安院のころにやっていたものということなのですけど、まさにこの紙に従って、私、柏崎の事務所のほうで、多分、尾野さんも当時いましたけど、やっていました。

今、金子の言ったことに通じるのですけど、こういった基本的なルールもありながら、たしか現場、現場で発電所と事務所の間で、そういった同意書みたいなものを交わした上で、たしか運用するといったこともやっていましたので、今の情報管理など、結構大事なところですから、そういった現場に行った場合の規約のつくり方などもいろいろと相談しながら進めていただければと思います。

○名倉中部電力原子力本部原子力部運営グループ長 中部電力の名倉です。

おっしゃられたとおり、平成19年ごろに当時の原子力安全保安院さんと電気事業者でここは議論をしまして、各発電所単位でその常駐の保安検査官事務所さんと覚書ということを取り交わして今までやってきているということだと思っております。

基本的には、規制庁さんには守秘義務があるということで伺っていますので、まずはそれが前提だろうというふうに思っています。ただ、一方で、我々が提示した情報がその

先でどういうふうに使われるかということにおいては、先ほども金子さんがおっしゃったように、ノウハウのある部分については、当然、我々はお見せするのですが、それをそのままどこかに開示するということがあっては困るということがありますので、こういうことを担保するためにどういったお互いの確認というか、覚書が必要なのか、そうじゃなくて守秘義務という中でそれが包絡されるのか、そこについては確認をしていきたいというふうに思っています。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

今の点で言いますと、少なくとも機密情報なり非開示情報というのがどこにあるのか、どの範囲が機密なのかといったようなことはお示しいただくということが必要だと思います。その認識がないと、そうだと思っていなかったというのでついしゃべってしまうということがあり得るので、その点を整理していくということは、それが覚書の中でこの図書はなのか、あるいは、提示いただくときにその都度お示しいただくのか、いろんな手法はあると思うのですが、そういう考え方を整理していくというのはあるだろうなというふうに思っています。

あと、参考資料-1のところでは、逆にこちら側からの要求事項的なところになるんですけど、NRCの運用の中では、フリーアクセスの中で実際に事業者の活動そのものを見ると、飾らないそのものを見るということの中で、検査官が行く先を事前に事業者内で連絡をしないというようなことを制限されておまして、それによって検査性を担保しているというようなこともあるので、そういう点も、この助勢をしてもらう云々といったところでは、そういう条件なんかもつけていくというようなことが必要なのかなというふうに思っています。

もう一点、これは一つ質問ですけれども、1.(2)の丸二つ目のところに「設備・機器等に触れてはいけない」と、これ、やみくもに触れてけがをするのはよくないし、設備の機能に影響を与えても本末転倒ですけど、一方で、聴診棒というものだったり、いろいろとそういう対応はあり得るかと思うのですが、その点についても触れないでくれというようなところまで言われているのか、ここの部分、具体的にどこまでの運用を今されているのかというのを教えていただけますか。

○名倉中部電力原子力本部原子力部運営グループ長 中部電力の名倉です。

現場で実際に機器に聴診棒でそこを確認される場所までやっているかどうかというところは、ちょっと私も把握していませんけれども、基本的には、まず現場でどういうことをしてはいけないかという基本ルールというのは、現場の従業員さん、協力会社さんが入ると、どういうふうに保安教育だったりとかということをしっかり受けていただくということは必要になるのだと思っています。そういう基本的なことの上に、その上でさらにこういうことを原子力規制検査の中では我々としてはやりたいということが規制庁さんの中に御要望としてというか、それは手順書の中で、IPの中で明確になるのかもしれないのですが、そういったことが出てくれば、そこは一つ一つ協議をさせていただきたい

と思っています。

ということで、我々としては、情報それから今回、現場というか、活動ということも挙げさせていただきましたが、大体こういうところにはアクセスするだろうなどおおよそ予想しているところがありますけれども、そこには一つ一つ確認をしていくと、いや、そうじゃなくて、こういうところも見たいんだよということがあるかもしれませんので、そこは具体的な話として確認を、議論をさせていただきたいということです。

○古作課長補佐 わかりました。機器でいえば、今のぐらいかな、事業者が運転員なり保守員がやるようなことというのを、我々としても検査行為としてはあり得るので、その点を議論させていただきたいということと、あとは記録、チャート紙なんかも見ることがあると思いますので、それも設備にさわるといふことにも該当してくるかと思うので、そこら辺を整理できればというふうに思います。

ありがとうございます。

○山田部長 ちょっと今の話は、恐らく情報にアクセスするという点については、もう既定の事実としてあって、そのやり方のHowの部分だと思いますので、それは合理的な方法、情報収集の目的が達成できるかどうかということで、ケース・バイ・ケースでしっかりと議論して決めていけばいいのではないかと思います。

○金城企画調査官 規制庁の金城です。

そういった意味では、先ほどのIPもそうですけど、我々の検査制度、結構、アメリカを参考にして今回やっていきますので、例えばアメリカでもいろいろ自由に入るといいますが、その検査官がもし何か現場で悪さをした場合の事業者の対処のあり方、賠償請求するとか、そういったものもある意味あわせて事業者でも議論してもいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○山田部長 実態、何か紹介することありますか。

○古金谷安全規制管理官 実用炉監視部門の古金谷でございます。

6月末までNRCのほうに1年間行ってまいりまして、いろいろと現場を見てきました。

特にちょっとフリーアクセスについては、いろいろお願いというか、向こうの実態を見ていろいろ改善したい、我々が改善したいというところもありますし、それに合わせて事業者さんのほうにもお願いしたいということが幾つかあります。

先ほど古作が言った「触るかどうか」というようなところは、向こうは結構徹底されていて、検査官なんかとも議論したときに、彼らがさわれるものは、基本的には階段の手すりとか、あとはタグだけだというような感じのことを言っていましたので、あまりパイプだとか基本的にはさわらないというのが、彼らのベースの考え方というふうに、今、我々は聞いております。

ただ、一方で、アクセスということでは、彼らは本当に遠慮なく色々な現場あるいは会議体ですね、会議体も管理職が出るような、結構、所内全体の安全に関連するような

会議体から、あるいはメンテナンスの一つのメンテナンス作業をするに当たっての関連会社と事業者さんとの間の事前のブリーフィングとか、そういうところも検査官の方がふらっとやってきて、聞いているだけなのですが、そういったところにも自由にアクセスしているというような状況が実際にございます。

そういう意味で言うと、恐らく協力会社さんはいきなり検査官が来るとびっくりするとか、そういうようなことが、多分、今すぐ始めるとあると思うのですがけれども、我々としてはやはりフリーアクセスということで、どこにでも行ける、それは別に協力会社さんとの関係なんかもやはり安全上重要だということ、安全文化とか、そういうところを見る上で重要だということがあれば、検査官が入っていけるようにできればしていきたいというふうに思いますし、そういう方向性について、多分、異論を挟む事業者さんはいらっしゃらないと思いますけれども、ただ、現場が混乱するというのが一番安全上もよくないことですので、そこは準備を徐々にお互いにしながら、そういった形での運用に改善していければいいかなと思いますので、情報へのフリーアクセス、あるいは現場でのフリーアクセス、現場も本当の機械があるような、そういう現場もあれば、会議のような現場もありますので、そういったところをちょっと、できるところからどんどんやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。

○尾野電事連原子力部長 電事連の尾野でございます。

今、御説明いただいたこと、一々納得することが多いのかと思います。

目的は、やはり検査の実をしっかりと上げていくということで、それを効果的にお互いに負担なくやりましょうということですので、実際に米国で行われていることの経験なども我々も教えていただいて、それで実際にどういうふうにやっていくのが最もスマートというか、実用的なのかと。これは、多分、実用的かどうかということで判断していく問題だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○山田部長 フリーアクセスの関係では、恐らく発電所以外の施設の皆さん方はいろいろ御懸念もお持ちかもしれませんし、実態が全然違うのだというようなお話もあるかもしれないと思っておりますけれども、何か御発言ございましたらお願いしたいと思うんですけど。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室室長 原子燃料工業の伊藤でございます。

核燃料加工施設の場合にやはり発電炉の場合と現場の状況がかなり異なるという事情がございますので、やはり個別にまた具体について御議論させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○山田部長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○古作課長補佐 今の個別具体ということではありますけど、全体として共通規則的なことも考えていきたいと思っておりますので、まずは、今回、電事連のほうから提示いただいたアクセスに係るルールですとか、情報開示方法の案というようなことで、このカテゴリー

分けといいましょうか、手法として、それ以外にとっていきたい手法なりがあれば、これに追加するようなイメージで提案をいただいて、それで全体として運用の方法をある程度、共通認識を持っていくというような活動もしていきたいなと思いますので、そういう提案も含めてお願いできればなというふうに思います。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室室長 原子燃料工業の伊藤でございます。

承知いたしました。基本的な考え方としては、電事連さんの示された資料の考え方に沿って整理を進めていく方向でございますが、検討の中で新たなカテゴリーのようなものが必要になってきたら、それはまた個別に御相談させていただきたいと考えております。

○古作課長補佐 よろしく申し上げます。

○山田部長 よろしければ、最後、資料4ということで、議題としてはその他になるかと思えますけれども、電事連のほうから御説明をお願いします。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会の横尾でございます。

資料4でございますけれども、こちら、7月7日に行われたCNOと規制庁さんの意見交換の中で、この制度に係るような議論が多少ございまして、5点ほど議題が挙げられておりました。その議題を受けまして、今後、我々、どう進めていこうとしているのかというところを今日お持ちしました。

1点目ですけれども、事業者PRAモデルの共有ということで、事業者の個別プラントのモデルをNRAも活用するという方向で話が進んでいたということでございます。これにつきましては、共有するための課題、メーカーノウハウの問題ですとか、商業機密の扱いですとか、その辺りを我々が整理させていただいて、開示に係るルールの方案をつくってまいりたいと思っておりますので、それができた段階で議論をさせていただければというふうに考えております。

2点目が、PRAに係る人材育成ということで、電力中央研究所の原子力リスク研究センターが育成プログラムを整備していくという方向でございまして、ここにNRAの職員も参加ということでございますが、こちらも参加できるようにNRRCのほうでプログラムの提供スキームを検討していくということで動いております。

三つ目の試運用でございますが、こちら、PWRが関西電力、BWRが東京電力ということで表明させていただいたわけでございますけれども、今後、試運用の内容を調整させていただいた上で、体制の整備なども含めて必要な準備を淡々と進めてまいりたいというふうに考えております。

学協会規格が4点目でございますけれども、こちら、SA機器の重要度分類、それから代替炉心の安全性評価の話が出ておりましたけれども、こちら、産学協会のほうで制定、改訂が必要な規格類に関して改訂作業を進めているという状況でございます。事業者サイドからは、多々ある規格の中でどれを優先して進めるべきだというニーズなども出ささせていただいて進めていると、そんな状況でございます。

最後、ピアレビュー結果の開示ということで、JANSIのピアレビューの結果を検査官が

閲覧できるようにすることが必要だというお話がございましたけれども、ピアレビューの結果につきましては、事業者の活動に係るものではございますけれども、JANSIの所有物ということもございますので、閲覧可否の判断はJANSIさんのほうで行っていただくということを認識しております。今後NRAさんのほうとJANSIの間で閲覧に係る覚書締結などの調整を行っていくものと考えておりますけれども、事業者としましては閲覧を拒むものではないので協力はしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○山田部長 御説明ありがとうございます。いずれも極めて前向きなことを書いていただいているので大変ありがたいと思います。

今の内容について何か発言があれば。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

2点だけ。一番最初の丸は非常に我々がこれからリスク情報活用をベースにした評価をしていく上で、とても大事かつクリティカルな前提になっていると思っております。そういうこともあって、CNOとの意見交換の場でも委員の更田が強く、条件つきでない情報共有をぜひお願いしたいというふうに発言をしていたのは、まさにここにある意味、各事業者さんのおつくりになるそれぞれのプラントのPRAモデルが、我々も共有して、それをある意味レビューをした上で、これは信頼に足るものだなということがわかった上で使えるのと、そうでなくて、結局、比較評価をしながら、何か自分たちの物差しを持たなければならないというのとは大分やり方が変わってくるし、かかるリソースも変わってくるというふうに思っております。そういうことも多分念頭にあって、更田もそのような言い方をしたというふうに理解をしておりますけれども、もちろんいろいろな制約が、克服すべき課題があるということについては理解をしておりますので、我々もできるだけ協力といたしましょうか、うまくすり合わせをして、うまくできるような方策を考えていきたいと思っておりますので、またぜひよろしく申し上げます。

それから、3点目の試運用のところは、積極的に関西電力さんと東京電力さんが、多分、より先導的などいいでしょうか、本格的などいいでしょうか、試運用をやるということで手を挙げていただいているのだと理解をしておりますけれども、以前、多分この場か検討チームの場か、試運用をどんなふうに進めていくのかということのイメージで私が申し上げたことがあると思うのですが、別にどこかだけで試運用をやるということではなくて、必ず各社全ての場所で、できることをとにかく試運用として始めるというつもりでありますし、例えば、今、PRAのことが話題になりましたけれども、PWRでいえば四国電力さんが今、PRAのコード化という意味では先行的に取組をされておられますから、そういうところの活用みたいなものは、例えば四国電力さんのところを一つのモデルにしながら、またほかのところにも展開をしていくとかというようなやり方もあると思っておりますので、余り固定的に私も考えているわけではないのですけれども、全てのところで試運用をできることから実施し、恐らく電力さんのお考えとしては、関西電力と東京電力が先行的に引っ

張っていくよという意思表示だというふうに理解をしておりますので、そのような形でまた御協力いただければと思います。

ありがとうございます。

○尾野電事連原子力部長 どうもありがとうございます。PRAのモデルの共有の話というのは、非常に重要なことですし、更田先生からも指摘があったとおりというふうに思っております。

そういうことをちゃんとやるためには、メーカーさんと我々の間の権利義務関係というのはちゃんと整理して、議論できる必要があると思っておりますので、そういうことをしっかり整理してお互いわかった上で使えるというところになれるように努力したいと思っておりますし、この辺りはちょっと後でNRRCから補足があれば言っていただきたいと思います。

それから、試運用の話は、多分、実際に試運用をここでやろうという心意気を固めて、具体のことをイメージして準備をしていかないと、漠とした議論ですとなかなかその準備も気合いが入らないというか、具体化してきにくいというところもありますので、やっぱり具体的なプラントというのをイメージしながら、そこに向けてどう準備していくということをしていくと、準備も、あるいは、これって東京だけで考えるとできることではなくて、現場も含めて準備が必要になることですので、そういう意味で代表2社が心意気を示したというところは、実際に物事を進めていく上では非常に大きなことであつたのではないかと私どもも思っております。

その上で、どういうふうにやっていくのが個々にいいのかということについては、よく相談させていただきたいですし、それから、それなるべく早目にいろんなことを決めていって余裕をもってしっかり準備をしていけるということが有益だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○山田部長 多分、試運用というのは、我々が最初につくるドラフトのIPを、これを改善するために試運用するということ、これはやはりどこかで中心的にやって集中的にやる必要があると思っておりますから、そういう意味で、東電さん関電さんで手を挙げていただいたのだらうと思っておりますけれども、3年後、よーいドンでいきなり走り出すのは大変なので、そのための助走という意味での試運用というのは、金子が申し上げたとおり、準備はある程度できるようなところがあれば、できる範囲からやっていったらいいのではないかなというふうに思います。

○尾野電事連原子力部長 今のお話は大変よく理解できるところであります。よろしくお願いいたします。

○古金谷安全規制管理官 先ほどのフリーアクセスとも関係するのですが、我々、検査官を育てるという観点で、ちょっとできるだけ早くやりたいなと今思っていることは、小坂がさっき言ったような今手順書をつくっているのですが、幾つかモデル手順書を今年度中、早期につくりたいと思っております。

例えば、機器構成を見るような、比較的簡単にできるような検査だと我々は思っているのですけれども、例えばそういうものを少し駐在の検査官に試しにちょっとウオークダウンして、弁の開閉状況だとか、電源盤のスイッチの状況だとか、そういうものを所定の位置にあるかどうかというようなことを確認するとか、そのためのサンプリングをまず彼らに考えてもらうとか、そういうことからできるところはやっていきたいなと思っていますので、それはちょっと個別に各事業者さんとも相談したいと思うのですけれども、その関係で必要な図面の提供をお願いするとか、そういうことで協力していただけるようであれば、そういうこともやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山田部長 PRAの関係で、もし電中研さんから何か御発言があるようであれば。

○示野電力中央研究所原子力リスク研究センター副所長 電中研の示野でございます。

先般の議論をお聞きしている中で、ブラックボックスじゃないようにできるだけというお話がありましたので、PRAのモデルそのものは、各社さん固有でお持ちになるわけですが、例えばHRA、人間信頼性解析はこんなふうにするのがいいですよというガイドを当方につくったりもしておりますので、そういうものもあわせて見ていただければ、各社そういうものをベースにモデルをつくったという参考情報にもしていただけると思いますので、そういうことも含めて御協力させていただけると思います。

○山田部長 ありがとうございます。

PRAは、ある意味、共通言語として会話をするためのツールだと思いますので、そもそもどういうものかというのがわかっていないと、やはり理解を共有するのが難しくなるかと思っておりますので、そういう意味でこれが取り上げられていると思っておりますので、そういう観点で今後もやらせていただければと思っております。

そのほか何か御発言があれば。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

もう一点、ピアレビューの結果の開示ということで、今日、JANSIさんも出席いただいておりますけれども、必要なものは覚書云々、整理をさせていただければと思うのですけれども、PRAのほうのモデルの共有とか、それ以外もメーカーノウハウということもありますので、全般に情報の取り扱いの仕方というところでフリーアクセスの方でも議論していますので、そこを踏まえて全体としてどうやっていくべきかという議論をJANSIさんもあわせて議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○平岡原子力推進協会理事・事業戦略部長 JANSIの平岡でございます。

今日、電事連のほうから、事業者のほうもこの開示については前向きということをおっしゃっていただきまして、JANSIも、もう既に3月には松浦理事長から田中委員長にも前向きな発言を既にさせていただいているので、お察しのとおりでございます。

今後、事業者の総意のもとで、JANSIとしても必要な手続をやっていこうというふうに思っております。



今御指摘がありました開示に関してなんですが、ちょっと1点、JANSIのピアレビューの位置づけに関しましては、この検査制度そのもののいわゆるROPをモデルとしたものかは、ちょっと枠組みが違うということはまず御認識ください。アメリカにおいてもROP以前から既に我々のお手本とするIMPOは、NRCに対して限定開示をしていたという歴史もございます。

自主規制というのは、あくまで規制の枠組みを超えてやっていくという電力業界の反省のもとにできたものでございますので、あくまで法体系に基づく規制とは別の枠組みであるということから、非常にそこで我々も実は苦勞しております。自主規制というのを本当に有効にするためにはどうしたらいいかという中でいろんな条件を課してまいりました。その中の一つに、これは、もうピアレビューの結果は非公開であると。これは、言うならば、事業者と同じピア、仲間同士の中で産業界の中で懐に手を突っ込んで根掘り葉掘りと厳しいだめ出しをやっていくと、その結果、かなりのだめ出しを社長に対しても言うわけなので、これをそのまま公開するとなると、なかなか本質的なエクセレンスを目指すという活動ができないという本質的な問題に係りますので、こういうような基本思想を実は決めてきているんですよ。

したがって、そういうある意味条件というのは守りながら、我々もやっている活動を見ていただくのは全然やぶさかじゃないので、その御指摘のありましたように、議論をしながら、いい方法を考えていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○山田部長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も過ぎておりますので、もしほかに何か御発言がないようであれば、第10回の検査見直しに関するワーキング、これで終了させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

次回は。

○伊藤課長補佐 規制庁の伊藤です。

次回、11回ワーキングのほうは、8月下旬から9月上旬辺りで開催させていただきたいと思っております。詳細な日程ですとか議題のほうは、追って連絡させていただきます。

前回、9回ワーキング、今回10回ワーキングで事業者の皆さんの係る部分の議論をいろいろとさせていただいたと思っております。ですので、ぜひとも11回ワーキングにこの議論を踏まえた皆様のコメントですとか質問ですとか、はたまたいろんなアクションをしていますとか提案ですとか、そういったものをどんどんと提示していただければというふうに思います。可能な限り11回ワーキングのほうでそれをクリアにして、次の試運用に向けたステップに行きたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山田部長 どうもありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。